

令和2年度第2回  
札幌市障がい者施策推進審議会

会 議 録

日 時：2020年10月19日（月）午後3時開会  
場 所：札幌市スポーツ局 7階B会議室

## 1. 開 会

○事務局（木下企画調整担当課長） ただいまから、令和2年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中、また、コロナウイルスの情勢がなお予断を許さない状況の中にもかかわらず、ご参集、あるいはオンラインで参加いただきましたことに感謝を申し上げます。

私は、札幌市障がい福祉課企画調整担当課長をしております木下でございます。

本会の冒頭の進行を務めさせていただきます。皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、冒頭のお時間を頂戴しまして、1点、ご報告をさせていただきます。

既にご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、当審議会の森本会長が去る9月23日水曜日に63歳でご逝去をなされました。

会長は、長年、主に知的障がいのある方々の支援にご尽力をされ、その豊かなご見識の下、札幌市も様々なご助言、ご指導をいただいていたところでございます。

謹んで哀悼の意を表しますとともに、故人のご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

続きまして、本日ご出席されている委員の皆様をご紹介させていただきます。

お時間が限られており、私からご所属、お名前の読み上げのみとさせていただきますので、会場にいらっしゃる皆様は、着座されたままでお聞きいただければと思います。

まず、事務局の向こう正面にお座りいただいておりますのが、本審議会の副会長でございます北海道教育大学札幌校教授の安井委員でございます。本日は、会長代理として本会の進行をお願いいたします。

続きまして、会場にお越しいただいている委員の方を、安井会長代理から時計回りでお呼びさせていただきます。

札幌市身体障害者福祉協会会長の浅香委員でございます。

札幌市社会福祉協議会事務局副局長の安達委員でございます。

市立札幌豊明高等支援学校の小山委員でございます。今年4月からご着任いただいております。

続きまして、札幌市視覚障害者福祉協会会長の近藤委員でございます。

札幌市民生児童委員協議会理事の高柳委員でございます。

札幌市中途失聴・難聴者協会会長の花田委員でございます。

札幌肢体不自由福祉会理事長の山内委員でございます。

続きまして、オンラインで参加されている委員の皆様7名を名簿順にご紹介させていただきます。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部幹事の旦尾委員でございます。

札幌市精神障害者回復者クラブ連合会副会長の石山委員でございます。

北海道立心身障害者総合相談所所長の市川委員でございます。

札幌市精神障害者家族連合会会長の菅原委員でございます。

札幌市手をつなぐ育成会会長の長江委員でございます。

北海道難病連代表理事の増田委員でございます。

なお、本日は、今年4月からご着任いただいております札幌公共職業安定所統括職業指導官の小木委員、それから、北海道中小企業家同友会札幌支部障がい者問題委員会副委員長の柳川委員からは、所用のためご欠席とのご連絡をいただいております。

したがいまして、本日は、15名の委員の皆様にご出席をいただいております。札幌市障がい者施策推進審議会条例第7条第2項により、出席者が委員の過半数を超えておりますことから、会議が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、事務局をご紹介いたします。

こちら、名前の読み上げのみで失礼させていただきます。

まず、事務局の前列、中央に座っているのが札幌市保健福祉局障がい保健福祉部長の竹村でございます。

皆様からご覧いただき左手が障がい福祉課自立支援担当課長の武井でございます。

それから、皆様からご覧いただき、前列の一番右端に座っているのが事業計画担当係長の干場でございます。

その他、後列に関係の係長が出席しております。

皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の竹村より、一言、ご挨拶を申し上げます。

○竹村障がい保健福祉部長 障がい保健福祉部長の竹村でございます。

第2回札幌市障がい者施策推進審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より、札幌市の障がい福祉行政の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

このたび、今年4月の人事異動によりまして、新たに委員にご就任いただいた方がお二人いらっしゃいます。

小山委員と、本日は所用のため欠席されている小木委員でございます。

本審議会の委員をお引受けいただきましたことにお礼を申し上げたいと存じます。

さて、この審議会は、障害者基本法に基づきまして、札幌市の障がい者施策の総合的かつ計画的な推進につきましてご審議いただくための機関でございます。

今年5月の第1回会議におきまして、さっぽろ障がい者プラン2018の改定方針の一部変更についてご承認をいただきました後、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の素案作成に向けまして、計画検討部会の委員の皆様、書面会議も含めて

計4回にわたりご議論、ご審議をいただいたところでございます。

本日の会議におきましては、この障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の素案についてご審議をいただきたいと考えております。また、このほかに、さっぽろ障がい者プラン2018の2019年度の進捗状況と障害者就労施設等からの物品等優先調達の2点についてもご報告させていただきたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴できればと考えております。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（木下企画調整担当課長） 事務局からおわびを申し上げます。

先ほどの委員のご紹介の中で、社会福祉法人楡の会総合施設長の加藤委員のお名前が漏れてしまいました。加藤委員、大変申し訳ありませんでした。

それから、大変恐縮ではございますが、障がい保健福祉部長の竹村は、別用務のため、ここで退室させていただきます。

〔竹村障がい保健福祉部長は退室〕

○事務局（木下企画調整担当課長） それでは、議事に入ります前に、本日お使いいただく資料を確認させていただきます。

お送りさせていただいております資料は4点でございます。

まず、資料1は次第で、裏面が委員名簿のA4判1枚物でございます。続きまして、資料2は、さっぽろ障がい者プラン2018の2019年度進捗状況報告書でございます。続いて、資料3-1は、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の素案の概要で、A3判のものでございます。資料3-2は、障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）素案で、A4判で84ページのホチキス留めのものとなっております。資料4-1は、令和元年度札幌市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績です。続いて、資料4-2は、令和2年度障害者就労施設等からの物品等の調達目標についてです。最後の資料4-3は、令和2年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針の概要です。

以上でございますが、本日お集まりの皆様方の中で資料に不足等がございましたら、ご発声でお知らせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、ここからの進行は、安井会長代理にお願いいたしたいと思っております。

なお、議事に入る前に、会長代理から、一言、ご挨拶を頂戴した上で、引き続きご進行を賜れば幸いです。

安井会長代理、どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○安井会長 本日、会長代理として進行を務めさせていただきます北海道教育大学の安井です。

森本会長が会長をされたときに、気軽に副会長をお引き受けした次第ですけれども、進行が回ってまいりましたので、皆さんのご協力をお願いしたいと思います。

森本会長には、心からご冥福をお祈りさせていただきたいと思います。

これから進めてまいります、先ほど事務局からも説明がありましたけれども、発言の際は発言内容が分かるようにゆっくりとご発言いただくなどのご配慮をお願いしたいと思います。それから、終了時間は、会議室の関係等で、遅くとも17時には終了いたしたいと思っておりますので、進行にご協力をお願いできればと思います。

また、それぞれの質問や発言の中で、用語も含めて分からないところなど、ご質問があるときは、遠慮なくお声かけいただいて、中身を確認しながら進めていければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速、議事を進めてまいりたいと思います。

議題（1）は報告事項です。

さっぽろ障がい者プラン2018の進捗状況についてということで、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（木下企画調整担当課長） 障がい福祉課企画調整担当課長の木下でございます。

ここからは、資料2の進捗状況報告書をご覧くださいと思います。

平成30年3月に策定したさっぽろ障がい者プランにつきまして、昨年2019年度の1年間で取組がどのように進んでいるかについてご報告いたします。

時間が限られておりますので、全ての事業について詳細にご報告することは難しいため、プラン全体の進捗の総括として、次の議事事項に関係の深い成果目標の達成状況をお伝えさせていただいた後、プランに掲げている横断的分野と施策分野それぞれの代表的な事業を取り上げてご説明申し上げます。

まず、1ページ目の札幌市の現状といたしまして、各種手帳をお持ちの方の人数を記載しております。

グラフから、身体障害者手帳をお持ちの方はほぼ横ばい、療育や精神の手帳をお持ちの方は増加の傾向にあることが分かります。

1枚おめくりいただきまして、3ページ目には、療育手帳の内訳が記載されております。こちらでは、特にB-（軽度）の方が増えております。

ページをめくりまして、4ページ目は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の数になりますが、こちらは2級と3級の方が増えていることが分かります。

また、隣の5ページ目は、難病の受給者証をお持ちの方の人数という形になります。こちらは、制度改正の影響があり、一概には言えないところがございますが、中期的に見ますとおおむね増加傾向となっております。これらのことから、支援を必要とされる障がいをお持ちの方、難病の方は、年々少しずつ増えていることが言えます。

次に、9ページ目まで飛んでいただければと思います。

現在の福祉計画の成果目標の進捗状況について掲載しております。

障がい者プラン2018で定める九つの成果目標は、国の基本指針で示された目標をベースとしつつ、設定したものとなっております。

それぞれの目標値は、策定時の2018年3月から3年後の2021年3月末時点のもので、各項目の右横の目標という欄に掲げさせていただいております。その横の進捗の欄に、策定から2年後の2019年度末時点の進捗状況を記載しております。

なお、備考欄に実績が算出できない等と記載されているものは、北海道などの集計が届いていないことから、参考値として2018年度末の数値を入れております。

目標達成につきましては、計画策定の3年後の2021年3月末時点で判断するため、今回の進捗報告は途中経過の報告となりますが、次の議事事項では、この目標の達成状況も踏まえて素案をご確認いただくこととなります。

それではまず、表の上から順にご説明いたします。

1行目と2行目は入所施設の入所者の方の地域移行の達成度を測るための成果目標です。

まず、1行目の移行者数につきましては、2019年度末の実績値が出ていないため、2018年度末の実績値となっておりますが、移行者数は27人、進捗率は21.6%となっており、125人という当初目標の達成が難しい状況となっております。

この要因の一つとして、入所されている方々の重度化、高齢化が進んでいることなどが挙げられますが、札幌市といたしましても、地域における介護・見守り体制の充実といった施策をこれからも推し進めていながら前に進めていきたいと考えているところとなっております。

続いて、2行目は、入所施設の入所者数の減少という項目になります。目標値として、3年間で83人の減少を見込みましたが、2019年度末時点で85人の減少となっており、既に目標を達成した状況となっております。

続きまして、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた協議の場の設置です。こちらは、国の基本指針に従い、医療、福祉をはじめとする様々な分野の方が集まり協議をする場を設置することを目標としておりまして、今年度、2020年度中に設置を予定しており、達成の見込みとなっております。

続きまして、地域生活支援拠点等の整備ですが、こちらも、国の基本指針に従い、障がいのある方の地域生活を支援するための体制を整備するものになります。札幌市におきましては、どこか1か所に拠点を整備するのではなく、地域の社会資源が機能分担する、いわゆる面的な整備を今年度2020年度中に行う予定としております。

続きまして、福祉施設から一般就労への移行者数です。ここで言う福祉施設とは、就労移行支援、就労継続支援A型・B型などの障がい福祉サービスを利用されている方が一般就労に移行される人数になります。2019年度末の実績値は621人で、順調に移行者数が伸びてきたところですが、目標値は、3年間の累積値ではなく、2021年度末時点の単年度の数値との比較により達成状況を判断する値となっております。そのため、新型コロナウイルス感染症の情勢などもあり、今年度の666人という目標の達成はやや難し

いのではないかと見込んでいるところがございます。

なお、1点、大変恐縮ながら、資料の修正がございます。

9ページ目の一番右端の進捗率を87.8%と記載しておりますが、ここは93.2%の誤りでございますので、訂正をお願いいたします。

続きまして、就労移行支援事業の利用者数でございます。目標値は846人としており、2019年度実績は797人となっております。就労移行支援についても伸びてきてはおりますが、同じ障がい福祉サービスにおける就労支援の就労継続支援A型ないしB型の増加と比べると伸びが弱く、達成がやや難しい見込みとなっております。

続きまして、就労移行支援事業所の就労移行率でございます。これは、一般就労への移行が3割以上できている事業所が全就労移行支援事業所のうちの5割以上になることを目指した指標となっておりますが、参考として掲載させていただいている2018年度の実績では、既に5割を超えている状況になっております。

続いて、就労定着支援事業所による職場定着率でございます。

就労定着支援というサービスは、2018年4月に始まった新しいサービスになります。一般就労した方が継続的に働き続けることができるよう、定期的な面談など寄り添った支援を行うものです。この成果目標は、就労定着支援事業所が1年間支援をした後に、その職場に定着しているかどうかを見るものとなっております。2019年度の実績の調査は今後行われる予定となっております。

最後に、医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援でございます。こちらは、関係機関が連携を図るための協議の場を設置するという成果目標になっておりましたが、2018年度に達成済みとなっております。

続きまして、それぞれの取組の進捗状況についてご報告してまいりたいと思います。

11ページ以降にプランにおいて重点取組と位置づけられた各種事業について、令和元年度の実績を記載しております。

こちらは、四つの横断的分野と六つの施策分野から構成されているところでございます。

まず、横断的分野1、障がい等への理解促進ですが、こちらは11ページからになります。

理解促進については、様々な施策の基本になるものと考えているところでございます。例えば、11ページ目の一つ目、ヘルプマークとヘルプカードの普及事業ですが、こちらは、皆様ご存じのとおり、外見上、分かりづらい障がいをお持ちの方などにお持ちいただくなどの用途を持っております。令和元年度実績に記載しましたとおり、昨年度1年間、区役所や地下鉄駅などに1万6,000個を配布しておりまして、配布を開始した平成29年10月から今年3月までの累計は約4万6,000個になっているところでございます。こちらについては、引き続き普及啓発に力を入れていきたいと考えております。

次に、14ページをご覧ください。

障がい当事者の講師派遣ということで、学校や企業に派遣研修などを行う事業となって

おります。

派遣回数が148回、講師派遣の延べ人数は338名、聴講者が8,497人ということで、多くの方にお話を聞いていただく機会を提供しているところでございます。

続きまして、16ページからは、横断的分野2、生活環境の整備に関わる取組でございます。

こちらは、バリアフリーに関する事業などを掲載しております。1番目に記載しております福祉のまちづくり推進会議において、公共的施設のバリアフリー化、心のバリアフリーについて協議をしていただくとともに、下の表の優しさと思いやりのバリアフリー推進といたしまして、札幌市が新たに施設を建てる場合などにバリアフリーの状況などをチェックしていただくなどの取組を進めているところでございます。

次に、17ページ目の1番目に、新・札幌市バリアフリー基本構想に基づく整備推進を掲載しております。基本構想は平成21年に策定されたものですが、昨年度から次期基本構想の策定に向けて見直しの検討を進めているところとなっております。

続きまして、25ページは、横断的分野3の情報アクセシビリティ向上・意思疎通支援の充実に関わる取組となっております。

こちらは、障がいの特性に応じたコミュニケーションを取りやすい環境を目指すもので、コミュニケーション支援機器、例えば、聴覚障がいの方のためのタブレット端末や補聴器での聞き取りを補助する磁気誘導システムの全ての区役所への導入などに取り組んでいるところでございます。

続きまして、34ページからは、横断的分野4、障がいを理由とする差別の解消・権利擁護に関わる取組でございます。

こちらは、障害者差別解消法に関わる広報、啓発をはじめとして、権利擁護に関する取組を掲載しております。一番上になりますけれども、差別解消法の目的となっております共生社会の実現について考える市民フォーラムを開催したところでございます。

次の表ですが、市役所の職員に対しては、障がいのある方への合理的な配慮などについて学ぶ研修の中で、より一層の周知を進めているところとなっております。

続きまして、43ページ以降の施策分野になります。

施策分野1、暮らしの支援でございます。

こちらでは、地域で安心して暮らせる支援体制についての取組を掲載しております。具体的な事業としましては、相談支援事業の取組がございます。札幌市では、現在、20か所の相談支援事業所で相談対応を行い、支援件数は延べ10万件強となっているところでございます。

続きまして、59ページの施策分野2、保健・医療の推進に関わる取組でございます。

代表的なものとしましては、69ページをご覧くださいと思います。

さっぽろ子どもの心の診療ネットワーク事業は札幌市独自に取り組んでいるもので、心の問題を抱えるお子さん方に対し、学校などからの相談を踏まえて適切な医療機関など

をご案内する事業でございます。

令和元年度の利用件数は717件で、このほかにも関係の専門機関連携による研修会や意見交換会の開催などの取組を進めているところでございます。

続きまして、73ページ目の施策分野3の療育・教育の充実でございます。

75ページをご覧ください。

下の表の障がい児地域支援マネジメント事業でございますが、こちらは札幌市で先行的に取組を進めている事業の一つとなっております。障がい児地域支援マネジャーを地域に配置し、専門職の方が児童の療育の方法などについて、障がい児通所支援事業所を訪問し、支援や助言などを行うものとなっております。障がい児通所支援事業所の質の向上に向けた取組の一つにもなっております。昨年度は、5名のマネジャーが延べ471回の訪問をしており、令和2年度は、マネジャーを6名配置して体制を強化したところとなっております。

続きまして、87ページ目は、施策分野4の雇用・就労の促進に係る取組になります。

上の表に掲載しておりますが、札幌市独自に障がい者就業・生活相談支援事業に取り組んでいるほか、当事者の方や事業所、企業それぞれに研修などを実施することを通じて、就労の促進に取り組んでいるところでございます。

続きまして、94ページをご覧くださいなのですが、下の表に今日の報告事項となっております障がい者施設等からの優先調達の推進を掲載しております。

こちらは、市役所全体が物品などを発注する際に、障がい者施設に優先的に発注する取組となっております。

続きまして、95ページは、施策分野5のスポーツ・文化の振興に関わる取組となっております。

障がいのある方々がそれぞれの興味・関心に応じて様々な活動ができるよう、施設等の環境整備を進めたり、活動の機会を増やすなどの事業を掲載しております。

最後に、102ページからの施策分野6、安全・安心の実現の取組についてです。

この分野には、例えば、107ページの上の表の誰もが住みやすいあんしんのまちコーディネート事業がございます。これは、災害時における障がいのある方たちの避難を支える町内会などに、知識のあるコーディネーターを派遣し、どのように支援体制を組んだらよいかなどの助言を行う事業で、昨年度1年間で延べ75件の支援を行っているところでございます。

非常に駆け足のご説明で大変恐縮ですが、これらが2019年度1年間の主な取組となります。全てをご説明することはできませんでしたので、他の事業については別途ご覧いただければと思います。

最後に、110ページは各サービスの見込み量の進捗状況についてでございます。計画策定時に想定した各サービスの利用者数など、平成30年度と令和元年度の1年間の実績値を記載しております。これについては、議題(2)の一部でご説明させていただきますので、この場での内容の説明は省略させていただきます。

私からのご報告は以上でございます。

○安井会長代理 ありがとうございます。

それでは、事務局の説明に関しまして、何か質問等があればお願いしたいと思います。遠隔で参加されている方も結構です。いかがでしょうか。

○加藤委員 社会福祉法人楡の会総合施設長の加藤です。

いつもありがとうございます。

札幌市の職員の方が理解促進ということで努力されていたり、公共交通機関のバリアフリー化に力を注がれていることも、説明を聞いていてよく分かりました。

今の説明になかったページで1点、質問したいのですが、71ページに在宅人工呼吸器使用患者支援事業というものがあるのですが、この利用者は3名ということで、取組の方向性では維持していくという説明があるのですが、この辺の中身について教えていただければと思います。

人工呼吸器をつけて、児童の場合は、医療的ケア児に設置されているのですが、人工呼吸器をつけて退院して在宅に移行しているお子さんが増えているのです。その辺の数をそのまま維持していかれるというのは、どういう方を対象としていくのかということですね。この辺は、医療費の問題もあり、よく分からないので、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○安井会長代理 ありがとうございます。

71ページの在宅人工呼吸器使用患者の支援事業についての質問でした。今、この利用者数は3名となっておりますけれども、こちらの動向や実際の支援の内容は、今後どういう形で移行していくのかという辺りについて、もう少し説明をお願いしたいということかと思えます。

○事務局（木下企画調整担当課長） まず、機材の調整がうまくいっておらず、皆様には聞き取りにくい部分があることをおわび申し上げたいと思います。

ご質問がありました71ページの2番目の在宅人工呼吸器使用患者支援事業は、保健所で所管している事業となっております。診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施して支援を行うものです。今日は保健所の職員が同席しておりませんので、この44回の具体的な対象となる方や今後の方向性については、事務局で別途確認させていただき、後日、委員の皆様にご報告させていただきたいと思えます。○安井会長代理 加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 了解しました。

○安井会長代理 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。

○増田委員 北海道難病連の増田です。

(1)の報告事項の次の(2)審議事項まで説明いただいてから発言する進め方はどうでしょうか。

前回、報告事項の中で質問がたくさん出て後詰まりをしてしまい、審議事項での意見交換がなかなか進まなかった状況があったので、（１）報告事項の次の（２）の審議まで進めたほうがいいのかと思います。

○安井会長代理 ありがとうございます。

今のご意見は進行についてでしたが、この後の審議事項の後にまとめてご発言いただいたほうがいいのかというご提案でした。

取りあえず、今、報告があったところですので、それについての質問があればお伺いしておきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○安井会長代理 今のところ、報告事項につきましては特に質問等がありませんので、このまま、この後の審議事項に進めていきたいと思えます。

それでは、続きまして、審議事項に移りたいと思えます。

議題（２）の障がい福祉計画（第６期）・障がい児福祉計画（第２期）素案について、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（木下企画調整担当課長） 私から、資料３－１の障がい福祉計画（第６期）・障がい児福祉計画（第２期）素案概要にのっとしてご説明したいと思います。資料３－２は計画書の計画案本体になりますので、適宜、該当のページをご覧くださいながらご説明をお聞きいただきたいと思います。

まず、素案のほうですが、１ページ目に計画の策定に当たっての趣旨、その他について記載しております。

札幌市では、障がい福祉サービスの提供体制の確保などを図るために、計画期間の終了に伴い、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の改定を行います。以降は、便宜上、この二つの計画を併せて福祉計画と呼ばせていただきます。

策定の根拠といたしましては、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく計画となりまして、国の基本指針を参考にしながら、令和３年度から５年度までの３年間の計画となります。

計画の位置づけについては、本書の２ページ目から５ページ目に掲載しております。障害者基本法に基づく障がい者計画、基本施策を定める計画とともに、さっぽろ障がい者プラン２０１８を構成する計画の一つとなっております。

プランは、国の基本指針などのほかに、札幌市の関連計画、あるいは北海道の計画なども整合性を図りながら策定していくものとなっております。

続きまして、本書の１３ページに現状と課題について掲載しております。

まず、国の動向といたしまして、今回の計画期間中に、法改正や新たな法律の制定が進められました。また、障がい福祉サービスに直結するものとしましては、平成30年度に報酬改定が行われたところとなっております。

そうした制度的な動きがある中での札幌市における現状・課題を１５ページ目から２１

ページ目に掲載しているところでございます。

先ほど、進捗状況のところでご報告申し上げましたとおり、障がいのある方などの人数の増加が、今後3年間においても見込まれるところでございます。それに伴い、障がい福祉サービス等の利用者数やそれに必要な給付費も伸びる傾向にあると見込んでいるところでございます。

概要版の左下に枠囲みと表がございしますが、こちらは、札幌市が昨年度実施した実態調査の一部を抜粋したものとなっております。

障がいのある方に対する市民理解については、残念ながら前回調査と同様に、「深まっている」よりも「深まっているとは思わない」と回答される方が上回っている状況にあり、さらに取組が必要などとなっております。

また、障がい福祉サービスについては、前回の調査に比べると、どの項目についても「おおむね満足」ないしは「満足」と答える方が伸びている傾向にございますが、一方で、サービスの質に関しましては、「あまり満足していない」あるいは「満足していない」と答える方が若干伸びているところがあり、質の向上について課題になっているものと認識しているところでございます。こうしたところを踏まえまして、今回の福祉計画も策定していく必要があるものと考えております。

概要版の右側の3番に、目指すべき共生社会に向けてということで記載しております。

札幌市では、実態調査の中で、障がいのある方やその児童の保護者、企業、その他市民の方それぞれにイメージする共生社会はどのようなものかという質問をしております。そのイメージの部分については、本書の30ページと31ページに、実態調査の結果の抜粋を掲載しております。実態調査の結果のまとめにより、一つには、心のバリアフリーがなされた社会というもの、もう一つは、就労をはじめとして、多様な社会参加の機会が充実した社会というものが市民の皆様方が抱く共生社会のイメージであると考えているところでございます。

続きまして、本書の33ページから計画の本体部分になります。

本福祉計画の基本理念・計画目標に関しましては、さっぽろ障がい者プランを構成する計画でありますので、引き続き、プランに掲げている共生社会の実現を理念として継承し、推進を目指していくこととしています。

続いて、34ページから47ページに、今回の福祉計画のそれぞれの成果目標を掲載しております。概要版では、現行計画の目標と達成状況を記載しておりますが、こちらは先ほど進捗状況のところでご報告しておりますので、一旦、割愛させていただき、裏面をご覧いただければと思います。

左側に2023年度の成果目標を記載しております。あわせて、具体的な方策については、下のほうに成果目標達成のための方策という項目で右列にまたぐ形で記載しているところでございます。

まず、成果目標①の入所施設の入所者の地域生活への移行に関しましては、本書では3

5 ページが該当のページになります。

今回の福祉計画では、2016年度から2018年度の移行率の増加が今後も施策に取り組むことによって持続を目指すという目標を掲げ、移行者数を60人としております。ただし、施設に入所されている方については、先ほど申しあげましたように、高齢化や重度化が進んでおりますので、札幌市の施策を今まで以上に進めていかなければ、なかなか難しい目標になるものと考えております。

それを達成するための方策を下の表に掲げております。介護・見守体制の充実やグループホームの整備推進等、地域移行に関わる相談支援の利用促進といったところをこれからも進めていきながら、目標達成に取り組んでまいりたいと考えております。

続いて、概要版の成果目標のところにお戻りいただきたいのですが、入所施設の入所者数の減少も引き続き目標として掲げます。こちらは、今回の計画でも計画目標を上回っているところがございますが、2017年から2019年度の減少率が今後とも維持されることを見込み、減少数の目標を110人以上と設定しているところがございます。そのためには、在宅のサービス充実が前提条件になると考えているところがございます。

次に、成果目標②の地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実です。計画の本体では38ページになっております。

今回の福祉計画の中では、まず整備をするということを目指していたのですが、次期福祉計画におきましては、整備をした上で、国の基本指針にのっとり、年1回以上は運用状況を検証、検討していくということを成果目標として掲げているところがございます。

続きまして、成果目標③の福祉施設から一般就労への移行でございます。まず一つは、就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数ということで、本書では39ページと40ページが該当します。

この設定の考え方といたしましては、平成30年4月に障がいのある方の法定雇用率の引上げが行われたことも追い風となり、直近の2年間は一般就労への移行が非常に伸びている状況がありましたので、この2年間の数字に着目して、それぞれのサービス利用見込み数から推計しまして、合計680人以上の方が一般就労に移行するという目標を掲げております。その下にサービス別の内数を掲載しているところがございます。

続いて、就労移行支援事業所等を通じて一般就労に移行する方のうち、就労定着支援事業を利用する方の割合です。こちらは、国の基本指針にのっとり、7割としております。サービスが始まってから年数がたっているわけではないのですが、基本指針にのっとり目標設定としております。

続いて、成果指標④の医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援ですが、計画の本書では42ページになっております。

こちらは、札幌市においても医療的ケア児の方へのコーディネート機能をしっかり構築していきたいということで、目標として掲げているところがございます。

続いて、成果目標⑤の障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の推進ござ

います。こちらは新規の目標でございまして、計画の本書では44ページになります。

国の基本指針を踏まえつつ、札幌市で取り組むべきものとして、それぞれの目標値を設定しているところになります。

最後に、成果目標⑥障がいのある人に対する理解促進ですが、引き続き、本市の独自目標として掲げてまいりたいと考えております。こちらは本書の46ページになります。

障がいのある方に対する理解促進のために、心のバリアフリーの普及啓発のさらなる推進に取り組んでいきたいと考えてございまして、本書の47ページに今後の取組の方向性について掲載しているところとなっております。

次に、主な障がい福祉サービス等の種類ごとのサービス見込みでございまして。こちらについては、本書の48ページに、それぞれの法定サービスや地域生活支援事業のサービスの見込み量を掲載しております。直近の3年間の利用が伸びてきているところから、それを踏まえて、平均の増加率などに基づいてそれぞれのサービス量を見込んだところとなっております。

また、将来にわたり安定的なサービス提供が重要との国の考え方を踏まえて、相談支援体制の充実強化やサービスの質の向上を新規の目標として掲げるとともに、国の施策等を反映して、社会参加に係る支援も新たに追加しております。

今のご説明のうちの相談支援体制の強化に関わるサービス見込み量については、本書の63ページが該当いたします。また、障がい福祉サービス等の質の向上の部分につきましては、64ページ、65ページが該当いたします。

また、社会参加の支援のサービス見込み量については、80ページから81ページまでになりますが、こちらは札幌市独自に追加した項目となっております。

最後に、計画の推進体制ということで、83ページと84ページに掲載しております。

PDCAのサイクルの中で進捗状況を把握しながらしっかり進めてまいりたいと考えているところでございます。

大変駆け足のご説明となって恐縮ですが、私からのご説明は以上でございます。

○安井会長代理 ありがとうございます。

それでは、ここで、若干の休憩を取らせていただきまして、その後、質問に移っていきたいと思います。

事務局から連絡をお願いいたします。

○事務局（木下企画調整担当課長） それでは、質疑に入る前に休憩を取り、換気を若干させていただきますと思っております。

ただいまの時刻は16時3分となっておりますが、16時10分に再開したいと思いません。

[ 休 憩 ]

○事務局（木下企画調整担当課長） 皆様がお戻りになったようですので、議事を再開したいと思います。

安井会長代理、どうぞよろしくお願ひいたします。

○安井会長代理 それでは、引き続き、議事を進めてまいりたいと思います。

先ほど、事務局から説明がありましたけれども、各委員からご質問あるいはご意見等があれば、挙手でお願ひしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

増田委員、お願ひいたします。

○増田委員 改めて、北海道難病連の増田です。

このたびのオンラインでの対応に感謝いたします。ありがとうございます。

私は、計画検討部会の委員として関わらせていただきましたので、その一人として、一言、お話しさせていただきます。

資料2の70ページから72ページに、難病に関する取組が掲載されています。

71ページの上にあるように、昨年度、札幌市は、難病相談支援センターを設置しまして、私ども北海道難病連が運営させていただいております。ご相談のおよそ6割は患者ご本人からで、多くの方が、見た目では分からない手足のしびれや痛み、だるさの症状に苦しみ、生きづらさを感じています。見た目から分からないため、周りがある状況に気づかず、患者自身も遠慮や諦めから周りに伝えることができず、無理してしまい、状態が悪化するという悪循環に陥ることがたくさんあります。難病は、かつては寝たきりとか命に係わる重たい病気というイメージでしたが、決してそのような病気ばかりではありません。

現在は医療が進歩して、治療をしながら就職、就学、就労、そして、社会参加することが可能になっています。しかし、残念ながら、それが当たり前に行っているかという点、そうではありません。今回提案されている素案に、障がいのある方に対する理解は十分とは言えないという調査結果が出ていますが、では、難病に対する理解はどうでしょうか。さらに低いものだと私は考えます。

先ほども言いましたけれども、私は、計画検討部会に難病患者という当事者の立場で今回の素案づくりに関わらせていただきました。特に、プランの基本理念である、難病や障がいのあるなしにかかわらず、ともに生きる社会の実現に向けて、我々が何をすべきなのかを重点に置いて意見を言わせていただきました。おかげさまで素案にも反映されております。

素案の審議に入ります前に、参考として一言だけ述べさせていただきました。ありがとうございます。

○安井会長代理 ありがとうございます。

最初の説明にもありましたけれども、共生社会の実現、理解の促進の部分で、理解がなかなか進んでいない部分としての難病についての記載が盛り込まれているということで、計画をご理解いただければと思います。

そのほかに、ご意見や質問等があればお伺ひしたいと思います。いかがでしょうか。

近藤委員、お願いします。

○近藤委員 札幌市さんにお伺いしたいことがあるのですが、厚生労働省が重度障がい者に対する就労支援ということで、通勤介助や職場介助など、従業者に対する介助、サポートなどの方向性を示し、全国に通達が出たと思うのです。しかし、10月1日にスタートしてから現時点まで、実際に開始しているのは全国の13自治体しかないということです。

今、この冊子を見させていただいたら、令和3年から令和5年ということですが、来年の予算のこともありますので、全国の多くの自治体は4月1日にスタートしていくと予想されます。

札幌市は、政令指定都市であるのですが、これは新たな事業になりますので、当然、予算措置が必要となり、年度途中でスタートさせることは非常に難しいと思います。今後の方向性として、いつから実施する予定なのか、分かる範囲で構いませんので、教えていただけたらありがたいと思います。

○安井会長代理 ありがとうございます。

重度障がいの介助事業が10月から開始されるということで、今回の障がい者計画には直接は入っておりませんが、実際の事業の経過等について、今後、どのような見込みで考えられているのかということです。よろしければお願いします。

○事務局（武井自立支援担当課長） 自立支援担当課長の武井です。

私からお答えいたします。

すみませんが、通知はまだ確認できていないところです。詳しい中身と併せて、改めて私のほうで確認いたします。

ただ、通勤のときの介助につきましては、我々も非常に大切なことだと思っておりますので、国の動向に関しては十分注意しているところであります。

○安井会長代理 ありがとうございます。

就労あるいは自立という大きな流れに沿ってそれを見たときに、計画そのものではありませんが、今回の方向性と一致すると思いますので、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

加藤委員、よろしく願いいたします。

○加藤委員 私から、次の計画の作成に当たって盛り込むことを考えておいていただきたい点が2点あります。

1点は、共生社会づくりという国のほうで位置づけて令和元年度に出されているのですが、難聴幼児の支援、早期支援ということを国の案ではうたわれていて、人工内耳も含めて、健診から療育に関わるところで、スムーズに支援をしてくださいという中身になっています。国のほうでは難聴幼児の早期支援という形で特出しされていますので、札幌市としても、医療的ケア児と同じような体制で、保健・医療・福祉・教育連携プロジェクトを立ち上げてくださっているのです。そういうことも実際に連携していきましょう

ということが共生社会の項目として挙がっていますので、今回の計画には入らないかもしれませんが、どこかに入れていただきたいという希望があります。

もう一点は、42ページの医療的ケアを必要とする障がいのある子どもへの支援で、コーディネートのほうは挙げていただいたのですが、もう一点、国のほうの案では、看護職員確保のための体制構築ということも具体的な中身として出ています。看護職員がいないと、医療的ケア児が地域に移行してサービスを受けるとか、札幌市の施策で一般の保育園にも行けるようにはなっているのですが、看護師確保がどこの事業所も非常に苦勞しているので、これを重点的な課題として挙げていきたいと思っています。コーディネート機能のほうは挙げていただいたのですが、看護職員確保のところも行政の主導でやっていくということを案として挙げていただければありがたいと思います。

意見として聞いていただければと思います。よろしく願いいたします。

○安井会長代理 ありがとうございます。

今、難聴幼児のサポート話、そして、難病の看護職員確保の話ということで、今回は難しいかもしれないけれども、次期の中に少なくとも盛り込む形で検討できないかというお話だと思います。

これについて、事務局からもしあればお願いしたいと思います。

○事務局（木下企画調整担当課長） ご意見をありがとうございます。

企画調整担当課長の木下でございます。

計画担当の立場で、今の2点についてお答えさせていただきたいと思います。

まず、難聴児支援の部分につきましては、計画検討部会の中でも議論となっておりますが、国の基本指針の中で都道府県目標として掲げられていたところがあり、今回の計画への掲載自体は見送りさせていただきました。なお、本書の57ページ、障がい児支援サービスの見込み量のところに、計画検討部会でいただいたご意見を反映させる形で記載させていただいております。

札幌市では、難聴児のお子様はもちろん、障がい種別にかかわらず、適切な支援の実施を図るとともに、重層的な支援体制づくりを進めていくということをこのページに明記しております。引き続き、都道府県、特に道の動向を見ながら、札幌市の果たすべき役割、適切な支援体制の在り方について検討していきたいと考えているところです。

2点目の医療的ケアの必要なお子さんに対する支援の充実についてですが、札幌市におきましては、従前から、医療的ケアの必要なお子さんなどを受け入れる事業所さんには、体制整備を図る際に札幌市独自の人件費の補助を行ってきたところでございます。そういう事業への取組を通じて、地域資源が支援をよりの確にできるように進めていきたいと考えているところです。

それから、59ページに記載しておりますが、今年の10月から、新規の取組として、サポート医師による機関支援を開始したところでございます。

ページが複数にまたがっておりますが、59ページには、サポート医師による巡回指導

回数ということで、学校への支援回数を掲載しております。これは、地域の事業所さんが受け入れるに当たって、支援に精通したスタッフから助言や指導を受けられる事業ですが、この事業をコーディネート機能の確立に向けた一助にして、もろもろの取組を推し進めながら地域支援体制を確かなものしていきたいと考えているところでございます。

○安井会長代理 ありがとうございます。

加藤委員、いかがでしょうか。

○加藤委員 分かりました。

医療的ケアについては、特に計画では文言として載せないで、我々もお世話になってますけれども、看護職員確保の体制や職員の配置など、札幌市の施策として既に今までやってきていると理解しました。ありがとうございました。

○安井会長代理 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

次期計画は、コロナウイルスの問題がありますので、新規の部分に国の方針全てを盛り込むのはなかなか難しい状況になっていると思いますが、そういう中で精力的にご審議いただき、こういった計画を出していただきまして、本当にありがとうございます。

共生社会への特に心理的な理解というところでは、今後の調査の中でその必要性がかなり強く認められると思いますので、今後とも、具体的な施策についてぜひ反映させていただければと思います。

もう一つ、個人的に気がついたところとして、今、地域移行が進められようとしており、かなり動いているわけですが、就労と生活支援のところともう一つ、地域生活の潤いの部分について、これまで施設が担っていた余暇の支援や芸術活動への参加の機会など、そういったことは地域生活の中でなかなか得にくいところがあります。せっかく移行しても、今までの生活が地域の中で保障されないことが起こりがちです。今回はよろしいのですが、次回の時は、地域生活の中で生きる喜びに結びつく地域の形成と両輪としての就労のバランスを踏まえていただけるとありがたいなと思います。今回は新規でちょっと入ってますけれども、スポーツや芸術の部分も今後の方向として挙げていただければ思っております。

山内委員、お願いいたします。

○山内委員 札幌肢体不自由福祉会の山内です。

私たちの法人は、肢体不自由の子どもを持つ親の会が母体となっている社会福祉法人です。今回、札幌市の方たちが障がいのある方について理解を得るためにいろいろと活動していただき、本当にありがたいと思っています。

今、私どもの会員さん、障がいを持つ親御さんには、お子さんを普通学校に通わせる方が多く、今回もそうですが、一人一人の学びの教育の支援というところで、学びのサポーターはいても、身体的介助をしてくださるサポーターの方がいないのです。これは昔からで、実際に普通学校へ行きたいという親御さんが2年前からずっと相談をされています。

今年の4月から普通学校に通うことができ、学校はすごく協力してくださっているのですけれども、親に何かがあったときは子どもを休ませなければならないのです。その子どもさんは本当に楽しく学校へ行かれていますし、そのように、普通学校に行かれる方が増えてきていることもありますので、ぜひ身体的介助のサポーターを考えていただければと思います。

もう一つは、61ページに、新規の事業としてペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施とあります。語弊があるかもしれないのですけれども、発達障がいをお持ちのお子さんへの支援ですが、肢体不自由のお子さんの親御さんにしても、子育てについてのいろいろな悩みなどがありますので、そういう意味で、この養成というところは発達障がいに特化するものではないと考えていいのですね。まとまらないのですが、よろしく願います。

○安井会長代理 ありがとうございます。

通常学校に通う肢体不自由のお子さんのサポートについては、たしか前年も言及があったと思います。このあたりの制度上の難しさはありますけれども、ニーズがあることに対して、今後はどうなのかというご質問です。

そして、ペアレントメンターなどについて、発達障がいに限った形で書かれているけれども、肢体不自由等への対応はどうなのだろうかということですが、いかかでしょうか。

○事務局（木下企画調整担当課長） ありがとうございます。

今の2点についてお答えをさせていただきます。

まず、学びのサポーターの部分につきまして、現時点では、今のご意見を市教委と共有させていただきながら、今後の施策の中にどのように反映していけるかということについて協議してまいりたいと考えております。今回の障がい福祉計画については、障がい保健福祉施策の事業の見込み量を定めるところがメインとなっておりますので、3年後の障がい者計画を視野に入れながら情報を共有してまいりたいと考えております。

2点目の61ページに記載のペアレントメンターの養成の部分ですけれども、サービス量として見込んでいるものは既に事業化がなされていて、予算的な手当の見込みのある発達障がいに係る部分を抜粋して掲載しております。

一方、児童発達支援センターなどの一部で親御さんへのフォローアップを進めておりますし、障がい者相談支援事業所の中でも、従前から障がいのあるお子さんについての相談を得意とする事業所さんを中心に、保護者の方々の気持ちに寄り添った相談支援を展開しておりますが、発達障がい以外のペアレントメンターの部分については、今後の検討になると思います。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、私からは以上でございます。

○安井会長代理 ありがとうございました。

いずれも重要なご指摘かと思えます。今後に向けた事業化を見据えて少し検討いただければと思っております。

ほかにかがででしょうか。

次期計画について、ここまで進んでまいりましたけれども、今回のところに今後は加えてほしいというご意見が幾つかありました。この辺りは、今回ぜひにという内容の意見というより、今後に向けての検討というところかと思いますが、時間も限られておりますので、もしあればお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○安井会長代理 それでは、たくさんの貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

今いただいたいろいろなご意見については、大きな修正というより、今後に向けてのものであったと思いますけれども、今回の計画の素案につきましてお諮りしたいと思います。

この件については、ご承認いただけるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○安井会長代理 それでは、異議なしということで、今回の計画の素案はご承認いただいたということで進めていきたいと思っております。

それでは、議題(3)の報告事項に移りたいと思います。

事務局から説明を願います。

○事務局(石田就労・相談支援担当係長) 障がい福祉課就労・相談支援担当係長の石田と申します。

私から、議題(3)の障害者就労施設等からの物品等の優先調達についてご説明いたします。

初めに、資料4-1の令和元年度札幌市における障害者就労施設等からの物品等の調達実績というものをご覧ください。

物品等の優先調達については、毎年、この会議で貴重な時間を頂戴して報告させていただいておりますけれども、令和元年度についても同様のご報告となります。

表の見方については、物品、役務の2種類の項目に分けてございまして、就労継続支援A型やB型等のサービス事業所で発注を受けているものと元気ジョブアートソーシングセンターなどの共同受注窓口で受注しているもの、それから、特例子会社や障がい者を多数雇用している企業に受注しているものの三つの区分の実績を一覧表にしております。

令和元年度の調達実績は、2億6,300万円の目標に対して約7,700万円上回る3億4,049万円となっております。

これを年度別に分かりやすくしたものが資料4-2でございます。

下段に棒グラフを書いておりますが、調達実績が年々向上している推移がお分かりいただけると思います。

上段の表に毎年設定している目標額を記載しております。令和2年度における目標額を一旦は2億5,000万円としていたのですが、平成29年度に2億5,000万円を達成しており、ここ数年は、前年の実績を上回るようにということで目標を立てております。なお、実績については、着実に目標以上に伸びている状況でございまして、今年

度の令和2年度につきましても、昨年以上の実績になるように取り組んでまいりたいと考えております。

今年については、新型コロナウイルスの感染拡大がございまして、各事業所での生産活動がなかなか難しく、販売も難しい状況があると思っておりますけれども、市役所の中の優先調達ですので、前年実績以上を何とか確保して売上げの向上に少しでも貢献できればと思っております。

毎回説明してはいますが、札幌市の取組の特徴は、元気ショップの2店舗と元気ジョブアウトソーシングセンターを設置しておりますが、役務等の契約は元気ジョブアウトソーシングセンターが仲介しております、実際に営業に回っていただく方がいます。

これがかなり大きな力になっており、待っているのではなく、注文を取りに行くという事で、元気ジョブアウトソーシングセンターに頑張ってもらったおかげで、調達については、コロナ禍の中においても比較的堅調に伸びていると認識しております。

資料4-3は、令和2年度札幌市障害者就労施設等からの物品等の調達方針でございます。

札幌市では、毎年、物品等の調達方針を定めておまして、それをこちらに掲載しております。これは毎年ほぼ同じですが、前年と変わっているところは、裏面の5番の令和2年度の調達目標の「前年度（令和元年度）の最終調達実績額以上とする」と記載されているところです。あとは、時点修正で、令和元年を令和2年に修正しております。

私からの説明は以上でございます。

○安井会長代理 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見等があればお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○安井会長代理 それでは、調達の件についてはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○安井会長代理 ありがとうございます。

最後に、全体を通して何かあればお伺いしますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○安井会長代理 今日は、コロナ禍ということで、会場と遠隔での会議参加ということで、事務局はいろいろと苦慮されたと思っておりますけれども、皆様のご協力によりまして、無事に時間内で円滑な議事を進めることができました。ありがとうございました。

なお、本日、審議いただきました素案につきましては、審議会の原案ということで今後パブリックコメントを行い、それを含めて事務局の最終案をお出しいただくこととなります。その後、今年度のものとして検討が引き続き進むということでご理解いただければと思います。

それでは、司会を以上で終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○事務局（木下企画調整担当課長） 安井会長代理、本当にありがとうございました。

事務局としても、進行が不慣れな中で、委員の皆様方には長時間にわたりご熱心にご議論いただきましたこと、また、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。

今し方、会長代理からお話でしたが、この福祉計画の改定につきましては、本審議会と並行して市役所組織内での議論、検討も進めておりまして、12月上旬に市議会に報告し、予定では12月末ないし1月からパブリックコメントを実施し、その後、来年の3月に計画を策定し、皆様には、第3回札幌市障がい者施策推進審議会においてご報告をさせていただきたいと考えております。

### 3. 閉 会

○事務局（木下企画調整担当課長） それでは、これをもちまして、令和2年度第2回札幌市障がい者施策推進審議会を終了させていただきます。

皆様、本当にありがとうございました。

以 上